

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
1	<p>【植水地区】 「県道57号線(さいたま鴻巣線)の三条町交差点での通学児童の安全確保について」 (1)この県道の交差点の大宮南高校寄りの横断歩道の渡り口は、三条町205番地の私有地のため歩道が無く、通学児童はその場所の信号待ちが出来ず、観音通りの西側横断歩道渡り口で信号待ちをしていて、渡る時には一度車道に出てから横から横断歩道に入る状況となっている。 毎朝小学生約50人がこの横断歩道を利用して狭い歩道で信号待ちをしていると車道にはみ出す危険な状態。また、同時刻に逆方向から植水中学校へ向かう生徒もこの横断歩道を利用しているため混雑が増し危険な状態。 この件は、5年前の平成28年度の西区対話集会でも要望させて頂いたが、改善されず現在も危険な状態が続いている。205番地の地権者は私有地を提供しても良いという考えを持っているので、早急に改善をお願いしたいと思う。 尚、本件については、9月24日に建設局土木部道路環境課の方に現地立会いで、地権者も同席し、状況を説明させて頂いた。</p> <p>(2)5年前にも要望があったが、5年間区はどうしていたのか。区として何をしてもらえるのか。5年前の回答には、「西区役所といたしましては、改めて所管へ強く要望をさせていただきます」とあるが、結果どうなったのか受け取っていない。</p> <p>(3)自治会で地権者から土地を買い取るということか。地権者は私有地を提供しても良いと言っているが。</p> <p>(4)西区役所で交差点の危険性は認識しているのか。</p>	<p>(1)当該交差点の歩道整備については、すでに、地権者および自治会の方からの歩道整備要望を受けて現在、検討を行っており、今後、歩道の整備案を作成し、地権者の方のご協力をいただき、歩道整備に向けて、調整していく。 【建設局土木部道路環境課】</p> <p>(2)区役所としては、直接交渉する権利が無いため、地元の自治会長の方やPTAの方々に地権者の方に直接交渉して頂きたい。平成28年度対話集会後、事業課である建設局土木部道路環境課より、関係地権者へ交渉はされたが、条件の折り合いがつかず交渉決裂となっているようである。 【西区役所くらし応援室】</p> <p>(3)土地の買収は市で行うので、地権者の協力を仰ぐための交渉をしていただきたい。5年前に地権者の方の協力が得られなかったため、現在も改善されないまま交渉中になっている。 【西区役所くらし応援室】</p> <p>(4)認識している。 【西区役所くらし応援室】</p>
2	<p>【植水地区】 「歩道が一部途切れ、歩行者や自転車の通行が危険な状態の改善について」 (1)県道57号線(さいたま鴻巣線)の大宮南高校の向い側の歩道が用水路のフェンスと私有地により約15メートルの間、途切れた状態になっている。 歩道を通行する歩行者や自転車はその間では一旦歩くことになり、自転車では突然の飛び出しの状況になっていて危険なため、改善をお願いしたい。</p> <p>(2)自治会で私有地の地権者と直接交渉するのは非常にデリケートな問題のためやりたくない。用水路がすぐそばにあるが、どこが管轄なのか。</p>	<p>(1)当該道路については、先日、現地調査をしたところ、お話しいただいたとおり、私有地により歩道の一部が途切れており、歩行者等が通行する際には車道側の狭い路側帯を通る必要がある等、危険な状態であることから、早急な安全対策が必要であると考えている。 歩道を整備する場合、新たに用地を確保する必要があるが、新たに用地を確保して歩道整備を実施する場合には、地権者からの協力の意向が前提となる。 このことから、必要な安全対策として、ドライバーや歩行者等に対する、車道への飛び出し注意や、この先歩道が一部なくなることの予告等、注意喚起の看板や電柱幕の設置を速やかに対応したいと考えている。 具体的な設置箇所等について、後ほどご相談させていただくので、ご協力のほど、よろしくお願いしたい。 【西区役所くらし応援室】</p> <p>(2)所管課に確認する。 【西区役所くらし応援室】</p>

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
3	<p>【植水地区】 飯田橋からメモリアルパークへかけての遊歩道が暗い。民家がなく、お墓の方まで行くと真っ暗である。 犯罪が起こってからでは遅いので、ぜひ街灯を数ヶ所、早急に設置してほしい。予算もあると思う。その予算のない中でなんとか工夫して検討してほしい。</p> <p>距離にすると100～150m位なので1本でもあれば少しでも安心できる。今は車が通らない道なので安心して散歩ができるが、ぜひ前向きに検討していただきたい。</p>	<p>要望について、先日、区役所において現地調査を行ったところ、お話いただいたとおり、沿道には民家がないことや、自動車の通行制限をされており交通量が少ないこと等を確認した。現在、メモリアルパーク及び馬宮中学校周辺の新川改修工事を継続中であり、将来的には、周辺環境が変わる場合や、当該道路の自動車の通行制限が解除されるなど、改めて街路灯の設置をはじめとする交通安全対策を検討することになるので、それに応じて整備を進めていきたい。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>
4	<p>【植水地区】 長年要望しているが、佐知川公園の砂場が硬い。砂場にも関わらず硬い状態になっているし、子供も遊びたいと思うので、砂を入れてほしい。</p>	<p>10月21日(木)に砂場の掻き起こしと砂の補充を実施したので、後ほど現地をご確認いただければと思う。</p> <p>【北部都市・公園管理事務所 管理課】</p>
5	<p>【植水地区】 (1)マルエツ佐知川店から飯田を經由し、治水橋方面へ行く狭い道に、飯田側が1車線しかなく、飯田側が県道のバス通りで交通量も多い。県道へ出る道で接触事故が起きないか心配している。安心して右左折できるためにも拡張してほしい。飯田自治会側の地権者なので折衝はしていない。佐知川下自治会側の約90mは田の所有者(地権者)の好意で2mほど広げた経緯あり。</p> <p>(2)地権者との話はできているのか？ 飯田自治会から要望書は出している。周辺自治会も自治会長が要望書を提出しているので、ぜひお願いしたい。</p>	<p>(1)当該交差点の歩道整備について、昨年9月にも周辺自治会の方からの道路の拡幅要望を受けており、現在、その交差点付近だけに限らず県道から県道への道路に対して、交通量等の現況調査を実施し、今後整備の可能性について検討を行っている段階。道路拡幅に向けて調査を実施していく。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p> <p>(2)地権者との話はまだしていない。その前段階。</p> <p>【西区役所くらし応援室】</p>

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
6	<p>【植水地区】 (1) 袋小路から出る所のカーブミラー設置をお願いしたい。 また、自治会員からはマルエツ佐知川店から青葉園への道路、ファミリーマートから出てくるところのカーブミラーが左見せしかない。右側が見れないので、小さいサイズのミラーでもいいので、2面見られるようにしてほしい。</p> <p>(2) 例えばカーブミラー付近の信号に、車が止まったら反応するといった機能を付けることは出来ないか。</p>	<p>(1) カーブミラーの設置については、さいたま市道路反射鏡設置基準に基づき、道路反射鏡の設置箇所や設置位置、設置方法などを定めている。 道路反射鏡は、地域の方々の要望に基づき、見通しが悪く信号機のない交差点や屈曲した道路等、交通事故の発生する恐れが多いところで、道路反射鏡設置により事故の減少が図れるところ、あるいは便益を受ける道路利用者の多いところなどに設置を進めている。 また、道路反射鏡が設置できない箇所については、集合住宅、駐車場、各種施設など、利益を伴う施設等の出入口、車道の有効幅員が4m以上確保できない箇所、民地に道路反射鏡を設置する場合、地権者から無償使用承諾が得られなかった箇所、行き止まりの公道又は私道に10軒以上かつ10台以上の駐車場がない箇所等となっている。 しかしながら、道路反射鏡は、交通事故防止の観点から、地域の実情に応じ、交通量や危険性などを考慮するなど、総合的に勘案し、道路反射鏡の設置を進める必要があると認識している。 こうしたことから、カーブミラーを設置する際には、さいたま市道路反射鏡設置基準を準拠するとともに、設置基準を所管する市民生活安全課と協議のうえ、設置箇所の状況に応じて、適切かつ柔軟に対応していくので、個別の案件についてはご相談くださるようお願いしたい。 また、お話しいただいた、幹線道路ファミリーマートから右折の車が見えないということに関しては、設置の基準はあるが、危険等の状況に応じて柔軟には対応していきたいと思っている。 【西区役所くらし応援室】</p> <p>(2) 車が止まったら反応するといった信号は、警察の管轄であるので難しい。 【西区役所くらし応援室】</p>

No.	質問・要望・提案の内容	回答・見解・処理方針の内容
9	<p>【植水地区】 「自治会加入について」 昨年11月位からうちの町内からまとまって自治会から抜けるという話を聞いた。区役所に「自治会を脱退することのデメリットはあるか。」と聞きに行ったら、「ごみ出し・防災いずれもありません。」と返事をされたと言っていた。不動産業界や宅建業界などに対しては自治会加入促進の協定を結んでいると聞いている。もう少し返事の仕方を考えてほしい。防災に関して不利はないと言われると、我々自治会長は、年に4回くらい防災に関する研修会や避難所運営訓練などを行っている。防災に関しては自治会に入っていないとかなり不利ではないかと思う。また、今一番危惧しているのは、水害の予想が出て、避難指示が出ている時に、我々避難所におけるリーダーやサブリーダーはどうしたらいいのか。逃げていいのか。逃げずに避難所にいけばいいのか。</p>	<p>自治会の加入等について、ご相談に来られた方には、次のような話をしている。 自治会のご近所どうし、住みやすい環境をつくるため、みんなで相談し意見をまとめて実践していただく役割を持つもの。特に、日常起こってしまう困ったことに対して大きな力を発揮する。自治会という集まりの場があるため、解決に向けて話し合いができることや早い段階で取り組むことで、問題が大きくなりにくいというようなメリットがある。 また、自治会という組織があることによるご近所どうしの関わりから、安心安全な住環境形成に向け「顔の見える関係づくり」ができる。 運動会や夏祭りなどの行事を通して、ご近所同士が「繋がる」きっかけづくりに、自治会はとても大切な存在である。たくさんの方々が地域に顔を出し、力を合わせることで、安心で暮らしやすい住環境を育む。 ご近所同士知り合いになり繋がりが合うことで、人と人との支え合いが生まれる。近所づきあいは「面倒くさい」という意見もあるが、子どもや高齢者の家族の見守りなど、ご近所を頼りにしなければならないことも時にはあるのではないかと。防災についても同様で、緊急の場合には、「遠くの親戚よりも近隣の他人」による助け合いが大切で、避難場所の運営等にご協力をいただくことで、「お互いさま」と助けてもらえる。 地域にはさまざまな年齢や職業、いろいろな技術や特技、経験を持つ方がおられる。何か困ったときに頼りになる人がいるかもしれない。いろいろな知り合いがいることは心強いと思う。 このようは話は必ずさせていただく。またこの事と一緒に、自治会は、自由な意志によって結成されている「任意」の団体であり、法律などで定められた運営方法や活動があるわけではなく、加入への「強制力」もない。ご近所どうし、協力し合い、気持ちよく暮らすことができる環境を作るための仕組みである。主役は「暮らす」人。自治会の運営に必要な会費やルール、事業やお金の使い方など、皆さんの話し合いにより決めていくものとも話している。 退会された方は、以上のことを基に自治会加入の可否を総合的に判断されたと思われる。 区役所では目の行き届かない、きめ細やかな対応が出来るのは自治会で、なくてはならない存在であると考えている。また、コミュニティ活動を通じて地域住民の福祉向上を図るまちづくりの重要なパートナーだと考えている。 区役所としても地域住民や自治会と連携を図り協働することで、今後も地域の皆様がよりよい生活を送れるよう自治会活動について支援してまいりたいと考えているので、今後も引き続きご協力をお願いしたい。 こちらとしては、自治会を脱退することのデメリットが全くないとは説明していないので、ご理解をいただければと思う。 【西区役所コミュニティ課】 災害時は自助共助が大切なので、地域の中でまずは命を守る行動を最優先に考えていただきたい。そこをまず重点的に、…自主防災組織を中心に避難行動計画や防災訓練などを通して、やっていただければと考えている。 【西区役所総務課】</p>